

建設工事に係る現場代理人について

平成27年11月1日

平成28年6月1日

令和5年1月1日

令和7年2月1日

天理市役所総務課入札審査室

天理市発注の建設工事に關して、建設工事請負契約書第10条に定める現場代理人の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 直接的・恒常的雇用關係について

現場代理人は、建設工事請負契約書の規定により請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。こうした権限の重大性を鑑み、請負契約の適正な履行のため、現場代理人には受注者との直接的で恒常的な雇用關係を求めるものとする。

天理市から建設工事を受注した者は、現場代理人の選任にあたり直接的・恒常的雇用關係を証するため、担当課の求めに応じて健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しを提出すること。

※「直接的」とは、「請負者と直接雇用關係にあること」を、「恒常的」とは、「入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用關係にあること」を指す。

入札の申し込みのあった日＝一般競争入札における入札参加資格確認申請日
指名競争入札における入札執行日
随意契約における見積書提出日

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

現場代理人は工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、特別の理由がある場合を除き作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられているが、契約書第10条第3項の規定により、工事現場における運営・取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保

されると発注者が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができる。

これに関して、常駐義務の緩和に関する要件は以下のとおりとする。

(1)常駐を要しない期間

下記の期間については設計図書・工事打合簿等で明記されている場合に限り、常駐を要しないこととする。ただし、当該期間においても発注者との連絡体制を確保すること。

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2)常駐を要しない工事

(1)に定める期間の外、以下の要件を全て満たす工事案件については常駐を要しないことができる。

- ①請負金額 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満の工事で、工事担当課が当該工事の安全管理・工程管理等の工事現場の運営・取締り等に支障がないと認めるもの。
- ②発注者又は監督職員と、携帯電話等で常時連絡が取れること。

なお、常駐義務の緩和に伴い現場代理人が他の工事の現場代理人又は技術者を兼任する場合は、以下の条件の全てを満たしていること。

- ①兼任する工事の件数が2件以内であること。
- ②兼任する工事現場間の距離が概ね20km以内であること。
- ③発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- ④天理市以外が発注する工事の現場代理人との兼任を行う場合は、当該発注機関の了承を得ていることが書面で確認できること。

※発注者は、届出の内容に虚偽記載がある場合や連絡・施工体制の不備等、兼任に支障があると認められる場合は、常駐義務緩和措置の解除を行うことができるものとする。

この場合、受注者は工事現場に常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。なお、これにあたって現場代理人の円滑な再配置が行えない場合には、天理市建設工事請負契約書第 47 条の規定による契約解除もありうるので、留意すること。

3. 現場代理人の交代について

現場代理人は現場の運営や取締りの責任者であることから、契約期間中に現場代理人を変更することは適正な契約履行の確保の観点から好ましいとは言えず、当該工事が完了するまでは基本的に契約期間中での変更を認めない。

ただし、工事担当課において契約の履行に支障がないと認めた場合のみ変更を認める。事前に工事担当課に変更理由を届けて打ち合わせを行い、業務に支障のないよう円滑な引き継ぎを行うこと。

4. その他

これらの取扱いは、建設業法第 26 条第 3 項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任を緩和するものではない。また、常駐緩和等の措置を受けるために虚偽の申出をしたことが明らかとなったときは、緩和措置を解除するとともに指名停止等の措置を取る。